

教育制度改革のゆくえ

六七・二パーセント

一月二七日、オレゴン州教育省は、予定を早めて二〇一〇～一一年学年の高校卒業状況を発表した¹⁾。それによると、二〇〇七年秋に入学したオレゴン州公立高校生徒の標準年限（四年）での標準高校卒業資格 (Regular High School Diploma) 取得卒業率は六七・二%であった。この卒業率は、二〇〇九年の六六・二%や二〇一〇年の六六・四%と比較するとやや向上している。

二〇〇七年入学者のうち他州への転校その他を除いた四年次の生徒数は、オレゴン州全体で四万八三一〇人で、標準高校卒業資格取得者は三万二四五八人であった。

四年間で卒業資格を取得できず五年目も学業を継続する生徒もあり、二〇一一年段階で標準高校卒業資格を取得した二〇〇六年入学者の全体卒業率は七〇・五%となっており、これも二〇〇五年入学者の五年目も含めた卒業率六九・一%よりやや向上している。

二〇〇七年入学者の四年卒業率六七・二%の残り三二・八%のうち、三九〇九人(約八・一%)³⁾は

五年目に留年し学業を継続している。また、約六・九%は、四年間でなんらかの代替の高校卒業資格を得ている⁴⁾。したがって、途中で退学したり、四年間在学したものの卒業資格を得られず五年生にも登録せず、卒業資格を得ないまま高校を去った人数は、八六一八人(二七・八%)となる⁵⁾。

属性別標準高校卒業資格取得者

州教育省のデータには、州全体の単純な統計数値の他に、各学区、各高校ごとの在籍者数、卒業者数、さらには、性別、人種、貧困層、英語非熟達者、特別教育受講者などのさまざまな属性(これらの属性についても全体の他、各学区、各高校ごとに掲載されている)が掲載されている。このうち、州全体のいくつかの属性での標準高校卒業資格取得状況を簡単に紹介する。以下では、特に断らない限り、卒業率は、二〇一一年の標準高校卒業資格取得者の割合である。

まず、もつとも単純な男女別の違いでは、女性の卒業率は七一・九%、男性は六二・八%で、一〇%近い開きがあることに驚く。また、女性の卒業率は、二〇〇九年(七〇・〇%)、二〇一〇

年(七〇・八%)、そして二〇一一年とわずかずつではあるが向上し続けているのに対して、男性は、二〇〇九年(六二・七%)、二〇一〇年(六二・三%)と低迷気味である。

人種別では、アジア系・太平洋諸島系の卒業率が際立って高く、七六・五%である。次に高いのは混合人種 (Multi-Ethnic) で、七二・九%ある。混合人種の卒業率は二〇一〇年より六%と他の人種分類には見られないほど向上しているが、アジア系・太平洋諸島系と混合人種の分類は、二〇一一年卒業率データと二〇一〇年卒業率データとは属性を変更している⁶⁾ので、その影響があるものと思われる。ちなみに、白人は六九・九%、ヒスパニックは五七・四%、黒人は五一・九%であった⁷⁾。

属性分類では、経済的貧困家庭層の生徒たちとそうでない家庭層の生徒たちの差が際立っていることも明らかとなっている。貧困家庭層の卒業率は六一・二%であるのに対し、非貧困家庭層では七三・〇%であり、一二%近い差となっている。また、英語能力が十分でない生徒 (Limited English Proficient) の卒業率も五一・六%と低く、そうでない生徒の六八・七%とは一七%もの開



小学校の中に張られている標語

きがある。

何をもとにして分類されているかは定かでないが、「天才」(Talented and Gifted) という類型もあり、この類型の卒業率は九〇・三％で、そうでない生徒の六四・七％を大きく引き離している。「天才」に分類されている生徒は全体の九・七％である。

地域格差

高校卒業率には、当然ながら地域差も存在する。学校区ごとに生徒数のばらつきがあるので、ここでは比較的生徒数の多い学校区(五〇〇人以上の在籍者)を対象にしてみよう。二〇一一年度終了時在籍生徒数五〇〇人以上の学校区は二五ある。

そのうち、卒業率が最も高いのはレカスウェゴ(Lake Oswego) 学校区で九一・三％である。上位五位の学校区は、ウエストリン・ウイelsonヴィル(West Linn・Wilsonville) 学校区(八九・二)、タイガード・トゥオラタン(Tigard・Tualatin) 学校区



中学校の建物越しに見えるフッド山

(八二・五)、グレートアルバニー(Greater Albany) 公立学校区(七九・四)、ヒルズボロ(Hillsboro) 学校区(七八・二)である。上位一〇位までは、四位のグレートアルバニー公立学校区、九位の

ユーージン(Eugene) 学校区(七一・二)を除き、ポートランド都市圏の郊外地域の学校区が並ぶ。

しかし、卒業率の低い学校区を見ると、最低は、ポートランド市東の郊外に位置するレイノルズ(Reynolds) 学校区(四五・九)であるが、ポートランド市を管轄するポートランド学校区は五八・五％と五〇〇人以上の在籍者がいる学校区では下から三番目となっている。

こうした地域による格差の原因は、公表されたデータを見る限り何にあるかわからない。卒業率の低い貧困層が多い地域は卒業率も低いと言いたいところであるが、貧困層の卒業率自体が地域によって異なる。そのほかの属性による卒業率も地域ごとに異なる。貧困層の卒業率に関して言えば、貧困層家庭に属する生徒の割合が高くなるほど貧困層生徒の卒業率は下がる。それに呼応するのかどうか不明であるが、貧困層生徒以外の卒業率も下がる傾向にある。例えば、タイガード・トゥオラタン学校区とポートランド学校区では「天才」の占める割合は、それぞれ一七・四％、一四・四％とそれほど大きく異なるのに、卒業率はそれぞれ九六・〇％、八六・二％とほぼ一〇％の差がついている。

連邦初等中等教育法

オレゴン州の六七・二％という標準高校卒業資格取得卒業率は、もちろん決して高いとは言えないであろう。また、オレゴン州の義務教育(K-12)の全米ランクはある資料によると五〇州中四六位

と低迷している⁽⁸⁾。学歴社会のアメリカでは、高校卒業資格がないことは、職業に就く上で大きく不利になる。国全体で見ても、世界に先駆けて幼稚園年長から高校卒業までの長い義務教育期間を採用し、教育による国づくり、教育による他国への優位性を確立してきたアメリカに向上してみれば、アジア諸国などの教育水準が急速に向上しているのに対し、自国の大学卒業率率に向上が見られないことは憂慮すべきことであろう⁽⁹⁾。

こうした事態を改善しようとする政策の画期となったのが、ブッシュ政権下の二〇〇一年末に、共和党議員ばかりでなく、エドワード・ケネディ上院議員(当時)なども提案者に加わり超党派で連邦議会を通過し、二〇〇二年一月にブッシュ大統領が署名して発効した「二〇〇一年連邦初等中等教育法改正法」(Elementary and Secondary Education Act 2001)。以下、連邦初等中等教育法一般については「ESEA」と記す。また、特に二〇〇一年の改正法について言及する際は「NCLB」と記す)であった⁽¹⁰⁾。この改正法の理念は「一人の子どもも取り残さない」(No Child Left Behind) という宣言に見られるように、人種・性別・親の所得などに関わりなく、一切の落ちこぼれをなくすことを目指すことにある。

NCLBは、右記目標達成のために、毎年試験を行ってその結果を「年次適正学力到達度」(adequate yearly progress: AYP) として公表する⁽¹¹⁾、及び二〇一四年までに州内すべての児童生徒が読解力と算数・数学について州政府が定める水準に到達することなどを州政府や学校区に義務づけている



小学校とスクールバス

る。一見なんの問題もない法律、むしろ理念自体は望ましい法律のように見える。

しかし、成立からほぼ一〇年が経過した現在、ブッシュ大統領の国内政策上最大の成果と喧伝されるこの

法律への風あたりは強い。連邦政府の州政府などへの関与のしすぎ（中央集権化）と、明らかなほころびを繕えない連邦議会の無能ぶりとをあぶり出す象徴となりつつあるという。オバマ大統領のみならず、共和党の大統領候補たちもこの法を批判している。共和党予備選挙に出馬しているペンシルヴェニア州選出上院議員のリック・サン

トラム (Rick Santorum) 氏に至っては、この法に賛成したことを後悔していると表明しているという。¹⁸⁾

というのも、この法律は、前記のように二〇一四年が期限となつているが、ほとんどの州で、多くの学校が連邦基準を達成するのが難しいことが予想されているからである。オレゴン州でも昨年段階で二二〇〇の公立学校の半数が基準を達成していないという。問題なのは、移民やマイノリティへの特別教育を行っているクラスで、ある中学校では、ほとんどの白人の生徒は学年の要求水準に達しているものの、低所得層やラ

ティーンが達成度を下げているという。¹⁹⁾

また、この法律は、連邦補助金を交付された学校が、二年以上にわたって基準に到達しない場合にはより達成度の高い学校に子どもたちを通学させる権利を親に与え、三年間基準未達成の場合には無料で家庭教師の個人指導を受けられるようにするなど、日本からみるとうらやましいところもあるものの、四年以上未達成の場合教育職員の人れ替えや学校閉鎖などの厳しい措置をとることが規定されている。子どもたちの達成度が低くなっている理由を深く追究しないで、学校や教員にその責任をすべて押しつけるような措置では問題は解決しないであろう。

オバマ政権による緩和措置

こうした状況を踏まえて、NCLBの改正については、連邦議会に四年前からいくつかの改正案が提案されているものの、さまざまな思惑から全く進展が見られない。これに業を煮やしたオバマ大統領は、二〇一一年九月にNCLBの規定を州政府が柔軟に適用できるようにする方針を打ち出した。²⁰⁾ この中で、オバマ大統領は、四分の一の生徒が高校を卒業できず、いまや学士号をもつ若者の数は世界で一六番目に下がってしまったと嘆いている。今後一〇年間に増加する新しい職業の六割は高卒だけでは得られない資格を必要としているのに、現状のままではこれに対応できないというわけである。

オバマ政権は、二年前の二〇一〇年三月に「教

育改革の指針」(ESEA Blueprint for Reform) を発表している。²¹⁾ この指針は、二〇一〇年までにアメリカがかつてのように大学教育修了者世界一を達成し、誰もが高校を卒業できるようにすることを目標に掲げ、NCLBの欠陥を修正するよう連邦議会に呼びかけるものであった。

そうした意気込みにもかかわらず、連邦議会の動きは膠着状態を続け、二〇一一年の一般教書で議会に対しNCLB改正を要請したにも関わらず、進展が見られないため、昨年九月に「NCLB柔軟化政策」(NCLB [ESEA] Flexibility Means) を打ち出したというわけである。

「頂点を目指す競争」

この柔軟化政策では、NCLBが試験偏重のため子どもたちがテストで良い点をとるためだけの授業 (teach-to-the-test) を教員が行ったり、画一的責任追及制度 (one-size-fits-all accountability system) のもとで自らの責任を軽減しようとしていくつかの州では達成基準を下げて生徒が点数を取りやすくなりしている事例があることを指摘し、²²⁾ こういった事例をなくし、真の教育水準の向上を目指すために州独自、学区区独自の取り組みを奨励することが示されている。

そのために導入される新しい概念が、二〇〇九年アメリカ再生及び再投資法」(American Recovery and Reinvestment Act of 2009) で授けられた「頂点を目指す競争プログラム」を援用した「頂点を

目指す競争」は、教育効果改善の具体的な年間実績目標設定を含む教育水準向上を目指す意欲的革新的な包括的教育計画 (comprehensive plans) を自ら作成し、それを実施する州や学区に競争的連邦補助金を重点的に配分するというものである。包括的教育計画には、厳格な大学入学資格及び職業即応資格 (rigorous college- and career-ready standards) の取得を可能にすることが含まれなければならない。補助金交付を受けた各州や学区は、包括的教育計画の効果的実施、厳密な評価に基づく自ら設定した実績目標の達成を要求され、実績が目標を満たした場合にのみ、連邦補助金を継続して受けられるというものである。

柔軟化政策の概要

「頂点を目指す競争」に見られるように、オバマ政権のNCLB柔軟化政策は、連邦政府の初等中等教育政策への具体的関与を少なくし、州や学



小学校内部。教室は非常時に生徒が逃げやすいよう平屋で広い校庭に向かってドアがある。

校区の教育政策決定権を強化することにより、各州が生徒の全体的成績向上目標達成に向けた政策競争を行うことに期待するものであると言えよう。オバマ政権の望む方向でのESEA改正が連邦議会で行われるなら

ば、連邦法に基づく措置が取られることになる。しかし、法改正が期待できない現状では、具体的には、もともとNCLBにあった州政府への連邦教育長官による適用免除 (waiver) を拡大する措置が取られる²⁶⁾。

しかし、この適用免除は、NCLBで規定されている学習習熟度 (proficiency) 達成基準を緩めることを意味していないというのがオバマ政権の主張である。オバマ大統領によれば、「すでに教育改革を進めている州、学区、学校に資するため、わが政権は、法を柔軟に適用することを通じて、変化を実行するための真の責務 (commitment) を果たそうとしている。その目的は、州と学区の責任 (accountability) を軽減することにあるのではなく、むしろ、わが国の学校を改善する活力を地方段階に解き放つことにある」という。そして、「この措置は、州政府がその基準を低下させたり、責任から逃れることを可能にしたりすることを意味するものではない。実のところ、われわれの構想では、州政府がもしより柔軟な政策を望むなら、州が基準を達成するために真剣であることを証明するため、州は現行より高い基準、より正直な基準を設定しなければならない」という²⁷⁾。

この柔軟化政策では、画一的なテスト結果だけで生徒や学校の習熟度を評価するのではなく、最低水準の学校・生徒や成績差の極端に大きい学校についてはそれぞれの学校や生徒の必要に応じた方策を開発することが奨励されている。また、州政府が、最高の習熟度を達成した学校や、生徒が最も優れた進歩を示した学校を表彰する仕組みを

導入することも可能になる。障害学生 の必要を満たすための連邦補助金は保護されるものの、州政府、学区、各学校は、補助金をそれぞれのニーズに応じて活用する裁量幅も広くなるという。

オレゴン州知事の提案

オバマ政権の柔軟化政策発表後、一二月段階で、コロラド州など一州の州がNCLBの適用除外を申請したという。オレゴン州は、この一州に含まれていない。しかし、キッツハーバー知事は、早くからオバマ政権の提案するNCLB適用除外申請を指摘することを表明していた²⁸⁾。先に見たように、オレゴン州も二〇〇九〜一〇年では、多くの学校や学区がNCLBの基準を満たせず「落第」(failure) と判定されている²⁹⁾。二〇一四年を期限とするNCLB規定の達成は絶望的と言つてよい。

このため知事は、オレゴン州独自の包括的計画を定め、二〇一二年二月二日に設定されている連邦教育省への第二次申請期日までにNCLB適用除外申請をすることを目指した。NCLB適用除外申請を行うには、前述のように州独自の包括的教育計画を作成しなければならない。



ミドルスクール(中学校)の広いグラウンド

構想されている知事の包括的教育計画は概ね次のようなものである。すなわち、読解・数学についてオレゴン州の採用する全国基準を満たすと、「達成契約」(achievement compacts)と呼ばれる教育目標と生徒の成果目標を設定した契約をすべての学区とコミュニティカレッジなどと州政府が結ぶこと、州の評価テスト結果だけに頼るのではなく個々の生徒の年間の進歩を評価すること(新しいOregon Report Cardの導入)、歴史的に到達度の低い集団と白人との達成度の差を縮めることに重点を置くこと、生徒の成績到達度が低い学校への連邦政府の罰則を排除して生徒の要求に見合った成果を上げた学校を支援すること、二〇一二年六月までに州全体の教員事務職員評価システムを作成すること、などである。

具体的数値目標として知事は、「四〇―四〇―二〇」を掲げている³⁰。これは、来年二〇一三年に小学校に入学するK(日本の幼稚園年長)の子どもたちが高校を卒業する二〇二五年までに、同世代の一〇〇%が高校卒業資格を得ること、そのうち八〇%以上が高校卒業後二年間の高等教育を受け準学士以上の資格を得ること、同世代の四〇%以上が学士(大学卒業資格)またはそれ以上の学位を得ること、を目標とするものである。このほか、知事は、小学校入学前からの教育の重要性を強調し、揺りかごから大学卒業までの一貫した教育プログラムの開発の必要性を訴えている。

知事提案への反応と適用除外申請

キッツハーバー知事の提案に対し、今年一月二日の『オレゴニアン』紙社説は、提案は一般公衆が理解するのが難しく、脆弱な生徒たちを見落としてしまいう複雑な責任追及制度(accountability system)を採用する虞があるので、簡便で使いやすい学校評価の方法として、読解力、算数・数学力、卒業率を単純に測定して報告し、情報を一般公衆に公開しておく必要があると主張している³¹。

また、一月九日の『オレゴニアン』紙社説は、内容が曖昧であることやNCLBの欠陥にも関わらず近年のオレゴン州生徒の成績が向上してきていることを理由に、NCLB適用除外を求めるのを急ぐべきではないとしていた³²。

しかし、一月二七日の社説では、二年前にオレゴン州が申請した「頂点を目指す競争」がオレゴン州全体の生徒の成績不良のため却下されたものの、最近アン・ダンカン連邦教育長官が州単位だけではなく、州全体がうまく機能していない州内であっても優れた実績を示す学区には「頂点を目指す競争」資金を提供すると表明したことを受けて、オレゴン州にも希望がわいてきたと論じ³³、さらに、一月二九日の社説では、州議会が知事の提案を承認し³⁴、ともかく新しい改革を行うべきだと論調を変えた³⁵。

結局オレゴン州は、二〇一二年一月二三日、NCLBの適用除外を連邦教育省に申請した³⁶。連邦教育省は、三月頃までに申請を認可するかどう

かを決定するとのことである。こうした改革によりオレゴン州の初等中等教育が改善され、卒業率の向上が図られることを期待したい。

へさとう かつひろ・北海道大学教授/当研究所理事長

【註】

(1) The State of Oregon Department of Education, 2010-11 Four-year Cohort Graduation Rate, Jan. 27, 2012. 以下の卒業率は、この表に掲載されている数値³⁷及び、この表の数値を筆者が加工して得られた数値である。

(2) アメリカの初等中等教育学校は、一般に九月に学年を開始し、六月に終了する。アメリカの義務教育は「K-12」と略されるように、K(日本の幼稚園年長組に相当するキンダーガーテン)から日本の高校三年生に相当する二年生までである。オレゴン州の公立学校のほとんどは、小学校はKから五年生まで、ミドルスクールと呼ばれる中学校が六年生から八年生まで、ハイスクール(高校)は九年生から二年生までの四年間で学年区分がなされている。なお、一部の小学校では、ヘッド・スタート(Head Start)と呼ばれる修学前教育も行われている。居住地を管轄する学区の公立高校には、中学校卒業後自動的に入学できる。しかし、卒業するには一定の単位を修得しなければならない。この卒業率には、成人後の再入学による高校卒業資格取得者、代替的資格取得者(後述註4)参照)などは入っていない。標準の高校在学年齢の生徒の標準高校卒業資格を取得した生徒の割合である。

(3) 以下、単位の付かないカッコ内数値はいずれもパーセンテージ。

(4) 標準高校卒業資格以外の代替的卒業資格としては、成人高校卒業資格(Adult HS Diploma)やGED(高校卒業資格試験)、及び、オレゴン州法で定められている代替高校卒業資格(Modified Diploma, Extended Diploma, Alternative

Certificate) がある。これらは、オレゴン州教育省資料では「other completers」に分類されている。なお、Modified Diploma、Extended Diploma、Alternative Certificateは、二〇〇七年州議会により立法化 (HB2848) されたものである。詳細については、The State of Oregon Department of Education, *The Oregon Modified Diploma: Frequently Asked Questions (FAQ)*, June 2010を参照された。

- (5) 一月二七日付「オレゴンアン」紙もこのデータを紹介している。この記事では、「二万一〇〇〇人以上の若者が二〇一一年に卒業資格を得ずに落第した (dropped out)」と紹介しているが、おそらく代替的卒業資格を取得して高校を修了した生徒数を数え間違えていると思われる。州教育省資料を集計すると、本文に記載した数値になる。したがって、記事の標題「三分の一 (one-third) も誇張した表現と言えよう。Betsy Hammond, "In high school class of 2011, one-third left without diploma," *The Oregonian*, Jan. 27, 2012, A1 & A9. 参照。また、「dropout」もオレゴン州教育省統計では単に卒業資格を得ないで高校を去った人を指しているわけではなく (The State of Oregon Department of Education, *2010-11 Graduation and Dropout Report*, Jan. 27, 2012. 参照)。この統計によると、オレゴン州全体の「dropout」の割合は、三・二五%である。

- (6) 二〇一〇年データでは、「アジア系・太平洋諸島系」は、(アジア系及びもしくは太平洋諸島系) を含んでいた。二〇一一年データでは、この分類を変更し、「アジア系・太平洋諸島系」に含まれるのは、(アジア系) と (太平洋諸島系) に限定され、(アジア系) と (太平洋諸島系) の両方だと申告した生徒については「混合人種」に分類し直された。なお、太平洋諸島 (Pacific Islands) は、かつて米国の信託統治領で西太平洋にあるキャロライン諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島など約二〇〇以上の島嶼部をさす。

- (7) 「黒人」という言い方に違和感があるかもしれない。八〇年代以降アフリカン・アメリカンと

いう呼称が定着してきた。しかし、その呼称にも若い黒人世代は違和感を感じているという。自分たちはアメリカ人であって、アフリカには何の縁もゆかりもないというわけである。「今われわれがアフリカに行ったら陸に上がった魚のようになる」という人もいる。Jesse Washington (The Associated Press), "African American or black? A debate," *The Oregonian*, Feb. 5, 2012. なお、統計書には「black」と表記されている。

- (8) キッツハーバー知事の二〇一二年施政方針演説で引用されている。John Krizhaber, *State of the State Address*, Jan. 13, 2012.
- (9) 一月二四日に行われたオバマ大統領の一般教書演説でも、授業料引き下げなど大学教育への連邦政府での投入が述べられていたことは記憶に新しい。
- (10) ESEAは、一九六五年のジョンソン政権下で成立している。当初の成立過程については、藤本典裕「初等中等教育法成立過程の研究—アメリカ連邦政府教育補助金の教育的意義—」『東京大学教育学部紀要』第25号、一九八五年、を参照されたい。この法律はしばしば改正や再承認 (reauthorization) がなされてきた。改正経緯については、長嶺宏作「アメリカの連邦制度構造下におけるESEAによる補助金の意義—1965年の初等中等教育法の成立過程の考察を中心として—」『教育学雑誌』第42号、二〇〇七年、を参照。二〇一一年の改正については、土屋恵司「2011年初等中等教育改正法 (NCLB法) の施行状況と問題点」『外国の立法』227、二〇〇六年、が詳しい。

- (11) 教育に関する管轄権は州政府にあるため、連邦憲法上、連邦政府の出すことは一定の基準を満たした場合に補助金を出すことに限定される。したがって、連邦補助金を求めなければ法律基準の適用を免れることができる。しかし、NCLBはアカウンタビリティの側面から補助金裏付けのない義務を州に課したと言え、そのことも論争の一つとなっている。土屋恵司「前掲」三二頁参照。
- (12) Kimberly Hefling (The Associated Press),

"Education overhaul left behind," *The Sunday Oregonian*, Jan. 8, 2012, A3.

- (13) *ibid.*

- (14) 連邦教育長官アーネ・ダンカン (Arne Duncan) は、二〇一一年三月、全国の一〇万校の公立学校のうち八万校以上が、NCLBの基準を達成しないだろうと連邦下院教育委員会に報告した。Sam Dillon, "Most Public Schools May Miss Targets, Education Secretary Says," *The New York Times*, Mar. 9, 2011. しかし、この八二%という予測数値は、前年度の三七%とはかけ離れていたため、発表當時から懐疑的に見られていた。最近の報道によると、オバマ政権の教育政策のほとんどを支持する民主党法律家に率いられたワシントン州の調査団体「教育政策センター」(Center on Education Policy) が、その後発表された各州の実際のデータに基づき集計した資料では、基準を満たさない公立学校は約四八%であるという (ニューヨーク州はまだデータを発表していない)。相違を指摘されたアーネ・ダンカン教育長官は「落第の烙印を間違えて押された学校が五〇%だろうが八〇%だろうが、たとえ一〇〇%であっても、NCLBが崩壊していることはつきりしている」と聞き直したという。前年度の三七%が約四八%に上昇したことは問題であることに変わりはないが、極端にずれた予想をしたことには政治的な意図があったのではないかと非難されている。Sam Dillon, "Failure Rate of Schools Overstated, Study Says," *The New York Times*, Dec. 15, 2011.

- (15) Editorial Board, "Falling short in math and reading," *The Oregonian*, *OregonLive.com*, Aug. 04, 2011.
- (16) ポートランド市の南東部のある中学校は、二〇一〇年〜一一年年度に四二%の生徒が州の数学テストの基準を満たさなかった。しかし、ラティノーの生徒についてみると六七%が基準を満たしておらず、貧困層家庭生徒の六三%が基準を満たしていなかったという。Betsy Hammond, "Portland's Hosford, Vestal schools must inform families their children can attend other schools," *The Oregonian*,

OregonLive.com, Aug. 05, 2011.

- (17) The White House, Office of the Press Secretary, *Remarks by the President on No Child Left Behind Flexibility*, Sep. 23, 2011. 月に係る報道は例として Charles Pope, "Obama offers plan to improve schools, bypass gridlocked Congress," *The Oregonian: OregonLive.com*, Sep. 23, 2011. Sam Dillon, "Obama Turns Some Powers of Education Back to States," *The New York Times*, Sep. 23, 2011. 及び Editorial, "Improving No Child Left Behind," *The New York Times*, Sep. 30, 2011. などを参照。
- (18) The United States Department of Education, Office of Planning, Evaluation and Policy Development, *ESEA Blueprint for Reform - The Reauthorization of the Elementary and Secondary Education Act*, Mar. 2010. なお、これについては「アメリカ教育学会翻訳グループ」による翻訳がある。合衆国教育省（アメリカ教育学会翻訳グループ（代表澤田稔）訳）『改革指針 初等中等教育法の再公認』二〇一〇年九月。

- (19) 上記の指摘は、オバマ政権の教育長官アーン・ダンカンなどにより繰り返してなされてくる。例えば Arne Duncan, "Escaping the constraints of 'No Child Left Behind,'" *The Washington Post*, Jan. 6, 2012. また、例えば、二〇〇八年に八一%の小学校が基準を満たさなかったサウス・キャロライナ州では、州議会がNCLBで習熟度 (proficient) と呼ばれている州政府に要求されている目標達成水準を下げる立法を行い、次の年次には同州の基準未達成学校率は四一%に下がったと云う。Sam Dillon, "Most Public Schools May Miss Targets," *Education Secretary Says*, "The New York Times", Mar. 9, 2011, *op. cit.*.
- (20) The United States Department of Education, *What ESEA Flexibility Means For Students, Teachers, and Parents: Answering the Public's Questions*, Sep. 2011.
- (21) The United States Department of Education, Office of Planning, Evaluation and Policy Development, *ESEA Blueprint for Reform - The Reauthorization of*

the Elementary and Secondary Education Act, *op.cit.*, p.36. 前掲翻訳「四七一―八頁」参照。

- (22) NCLB施行後の早い段階からこの州は適用除外を求め続けた。土屋恵司「前掲」一三三―一三五頁参照。
- (23) The White House, Office of the Press Secretary, *Obama Administration Sets High Bar for Flexibility from No Child Left Behind in Order to Advance Equity and Support Reform*, Sep. 23, 2011.
- (24) The White House, Office of the Press Secretary, *Remarks by the President on No Child Left Behind Flexibility*, Sep. 23, 2011, *op. cit.*.
- (25) The United States Department of Education, *11 States Seek Flexibility from NCLB to Drive Education Reforms in First Round of Requests*, Nov. 15, 2011. これによる、九月のオバマ大統領の宣言後、三九の州とワシントンD.C.、及びベルトル・リロが適用除外を求める見込みだと云う。
- (26) Jennifer Anderson, "Kitzhaber promises to seek waiver from No Child Left Behind," *Portland Tribune*, Sep. 9, 2011.
- (27) Nicole Dunga and Kelly House, "More Southwest schools fail to meet Adequate Yearly Progress after standards are raised," *The Oregonian, OregonLive.com*, Aug. 5, 2011 (Updated Sep. 23, 2011). 「落第」の学校が増加したのは、二〇〇八―九年度では生徒の六〇%が年次適正学力到達度 (AYP) を達成するところを及第の条件としていたものを二〇〇九―一〇年度では達成率の条件を七〇%に引き上げたことも影響している。年度別のAYP達成率を引上げるためのNCLBで州政府に要求されているレベルを参照。

- (28) Betsy Hammond, "Waiver would be huge shift for schools," *The Oregonian*, Jan. 9, 2012, A1 & A5.
- (29) The State of Oregon Department of Education, *ESEA Flexibility Waiver Draft*, Dec. 21, 2011. 新聞報道として Wendy Owen, "Oregon wants public feedback on application seeking a waiver from No Child Left Behind," *The Oregonian, OregonLive.com*, Dec. 20,

2011. 及び Betsy Hammond, "Educators, put it in Writing," *The Oregonian*, Jan. 24, 2012, A1 & A6. などを参照。

- (30) John Kitzhaber, *State of the State Address*, Jan. 13, 2012, *op.cit.*.
- (31) Editorial, "Oregon schools need clarity," *The Oregonian*, Jan. 2, 2012, A8.
- (32) Editorial, "Avoid rush job on No Child," *The Oregonian*, Jan. 9, 2012, A6. なお、この社説は電子版 (OregonLive.com) では標題が変更された。"Oregon must prove it can earn a No Child Left Behind waiver"となっている。内容については、つづきかな単語の付加以外の変更はない。
- (33) Editorial, "A race Oregon can win," *The Oregonian*, Jan. 27, 2012, B8.
- (34) オレゴン州議会定例会は二月一日に開会した。州法上の会期は三五日間だが、二月二九日までが会期が計画されている。なお、オレゴン州では定例州議会は、州下院議員選挙が偶数年に行われるため、その選挙で新議席の確定する奇数年の始めに開催されていた。二〇一〇年の州民投票で毎年の議会開催が承認されたため、今回が初めての偶数年開催の定例州議会である。二月中だけのわずかの会期であるにもかかわらず、二七〇を超える法案が提出されることになる。Harry Estevé and Mitchell Cole, "More than 270 bills, one short month," *The Oregonian*, Jan. 30, 2012, A1 & A9.
- (35) Editorial, "Keep school reform moving," *The Oregonian*, Jan. 29, 2012, B7.
- (36) The State of Oregon, *Oregon ESEA Flexibility Request Draft Executive Summary*, Jan. 23, 2012.

※脱稿後の二月九日註(25)の「一州の代わりにメキシコ州一州を除いて連邦教育省が適用除外を認可したなどの進展がみられる。オレゴン州及びアメリカの教育改革は進行中であり、執筆時点以降の変化については他日の紹介を期したい。」